

議案第 3 号

瑞穂町行政連絡非常勤特別職設置条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 2 月 2 8 日

提出者 瑞穂町長 杉 浦 裕 之

（提案理由）

令和 7 年 3 月 3 1 日をもって農業対策委員制度を廃止するため、条例を改正する必要があるので、本案を提出する。

瑞穂町行政連絡非常勤特別職設置条例の一部を改正する条例

瑞穂町行政連絡非常勤特別職設置条例(昭和 5 4 年条例第 1 4 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条中「町内会」を「町内会・自治会」に改める。

第 2 条から第 4 条までを次のように改める。

（非常勤職員の職名及び職務）

第 2 条 非常勤職員の職名は行政連絡委員とし、職務は次に掲げるとおりとする。

（ 1 ） 行政事務の連絡調整に関すること。

（ 2 ） 各種調査に関すること。

（ 3 ） 前 2 号に掲げるもののほか、町長が必要と認めた事項に関すること。

2 行政連絡委員に副委員を置くことができる。

(非常勤職員の委嘱)

第3条 非常勤職員は、各町内会・自治会から推薦を受け、町長が委嘱する。

(非常勤職員の任期)

第4条 非常勤職員の任期は、2年とする。ただし、やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

第6条を第7条とし、同条の前に次の1条を加える。

(非常勤職員の報酬及びその支給方法)

第6条 非常勤職員の報酬及びその支給方法については、瑞穂町非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和41年条例第10号）の定めるところによる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(瑞穂町非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 瑞穂町非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

副行政連絡委員	年額 130,000円
農業対策委員	年額 17,000円

」を

「

副行政連絡委員	年額 130,000円
---------	-------------

」に

改める。

瑞穂町行政連絡非常勤特別職設置条例 新旧対照表

新	旧
(目的) 第1条 この条例は、瑞穂町の行政事務の円滑な運営を図るため、別表の<u>町内会・自治会</u>ごとに非常勤特別職の職員（以下「非常勤職員」という。）を置くことを目的とする。 <u>(非常勤職員の職名及び職務)</u> 第2条 非常勤職員の職名は行政連絡委員とし、職務は次に掲げるとおりとする。 <u>(1)行政事務の連絡調整に関すること。</u> <u>(2)各種調査に関すること。</u> <u>(3)前2号に掲げるもののほか、町長が必要と認めた事項に関すること。</u> 2 <u>行政連絡委員に副委員を置くことができる。</u> <u>(非常勤職員の委嘱)</u> 第3条 非常勤職員は、各町内会・自治会から推薦を受け、町長が委嘱する。 <u>(非常勤職員の任期)</u> 第4条 非常勤職員の任期は、2年とする。ただし、やむを得ない事情があるときは、この限りでない。 第5条 略 <u>(非常勤職員の報酬及びその支給方法)</u> 第6条 非常勤職員の報酬及びその支給方法	(目的) 第1条 この条例は、瑞穂町の行政事務の円滑な運営を図るため、別表の<u>町内会</u>ごとに非常勤特別職の職員（以下「非常勤職員」という。）を置くことを目的とする。 <u>(非常勤職員の職名及び職務)</u> 第2条 非常勤職員の職名及び職務は、次の各号のとおりとする。 <u>(1)行政連絡委員</u> <u>ア 行政事務の連絡調整に関すること。</u> <u>イ 各種調査に関すること。</u> <u>ウ その他町長が必要と認めた事項に関すること。</u> <u>(2)農業対策委員</u> <u>ア 農業関係の調査に関すること。</u> <u>イ その他町長が必要と認めた事項に関すること。</u> 2 <u>前項各号の委員に副委員を置くことができる。</u> <u>(非常勤職員の委嘱)</u> 第3条 前条第1項第1号の非常勤職員については各町内会から、同項第2号の非常勤職員については西多摩農業協同組合からそれぞれ推せんを受け、町長が委嘱する。 <u>(非常勤職員の任期)</u> 第4条 第2条第1項第1号の非常勤職員の任期は2年とし、同項第2号の非常勤職員については、3年とする。ただし、やむを得ない事情があるときは、この限りでない。 第5条 略

については、瑞穂町非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和41年条例第10号)の定めるところによる。

第7条 略

別表 略

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(瑞穂町非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 略

第6条 略

別表 略

附則第2項による改正

瑞穂町非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例 新旧対照表

新	旧																		
第1条から第5条 略	第1条から第5条 略																		
別表第1(第2条関係)	別表第1(第2条関係)																		
<table> <tr> <th>職名</th><th>報酬額</th></tr> <tr> <td>略</td><td>略</td></tr> <tr> <td>副行政連絡委員</td><td>年額 130,000円</td></tr> <tr> <td>略</td><td>略</td></tr> </table>	職名	報酬額	略	略	副行政連絡委員	年額 130,000円	略	略	<table> <tr> <th>職名</th><th>報酬額</th></tr> <tr> <td>略</td><td>略</td></tr> <tr> <td>副行政連絡委員</td><td>年額 130,000円</td></tr> <tr> <td>農業対策委員</td><td>年額 17,000円</td></tr> <tr> <td>略</td><td>略</td></tr> </table>	職名	報酬額	略	略	副行政連絡委員	年額 130,000円	農業対策委員	年額 17,000円	略	略
職名	報酬額																		
略	略																		
副行政連絡委員	年額 130,000円																		
略	略																		
職名	報酬額																		
略	略																		
副行政連絡委員	年額 130,000円																		
農業対策委員	年額 17,000円																		
略	略																		
備考 略	備考 略																		
別表第2 略	別表第2 略																		